

裁判官は最も古典的な国際法観の信奉者

(週刊金曜日 2021年5月7日 1327号)

4月21日、日本軍「慰安婦」被害者が日本国に賠償を求めた2次訴訟でソウル中央地方法院は原告らの請求を却下した。1月8日の一次訴訟判決は国家の重大な国際法違反による深刻な人権侵害の被害者の最後の救済手段が国内裁判である場合には主権免除を適用せず被害者の裁判を受ける権利を保障しようという「人権例外」を正面から認めたが、今回の判決はこれと対照的な結果となった。2件の訴訟は共に日本軍「慰安婦」被害者の集団訴訟であり、2次訴訟の弁護団が1次訴訟の代理人に資料を提供した。判決の差異は専ら裁判官の違いによるものである。

2次訴訟の裁判官は、国際法とは国家の法であり、個人は所属国の外交保護権で保護されるに過ぎないという最も古典的な国際法観の信奉者である。まず、「人権例外」を認める国家実行(国内判決や立法例)は未だ少数であるとして、これを一蹴した。しかし、国内判決の集積が慣習国際法を形成する。国家実行が少数だというだけの理由で国内判決が新しい法理を否定するなら、慣習国際法は永久に発展しない。

日韓合意が「代替措置」となる余地はない

さらに判決は、2015年の日韓「慰安婦」合意は主権免除によって被害者の裁判を受ける権利を制限することを正当化する「代替措置」であるという。しかし、当事者の主張を中立な第三者が判断する裁判とは全く無縁の両国政府の合意が裁判を受ける権利の「代替措置」となる余地はない。これを「代替措置」と認めるなら、裁判を受ける権利は政府によって自由に制限できることになってしまう。しかも2005年12月に国連総会で採択された「国際人権法の重大な違反および国際人道法の深刻な違反の被害者に対する救済および賠償の権利に関する基本原則とガイドライン」は被害者中心主義を宣明し、被害者の意思を反映した救済を求めている。この判決はこのような国際法の趨勢に無知、または無視するものである。

今日では多くの国が法廷地国で行われた他国の不法行為に対する金銭賠償請求は主権免除の例外とする「不法行為例外」を認めている。2012年の国際司法裁判所(ICJ)独対伊主権免除事件判決は、不法行為例外が慣習国際法であるとしても「武力紛争遂行過程における軍隊の行為には主権免除を適用するという慣習国際法が存在する」としてイタリアの主張を否定した。ただし、1.8判決も指摘したように、「慰安婦」動員当時の朝鮮半島は戦場ではない。本件は不法行為例外によっても主権免除が否定されるはずである。しかしこの判決は「武力紛争遂行過程の軍隊の行為」というためには戦場である必要はなく、戦争が進行する時期に戦争目的のために行われた国家の行為であれば足りるとした。これによれば、およそ

戦争の時代の国家による人権侵害被害者は訴訟により救済を受ける可能性を失うことになる。

1.8 判決が「国際法の未来を切り拓く判決」であったのは、拮抗する「人権の国際法」と「国益の国際法」の対立の中で敢然と「人権の国際法」の手を挙げたからである。4.21 判決は反対側の手を挙げることにより、図らずもこの対立と拮抗を鮮明にした。法廷闘争の継続は高齢の被害者には著しく酷なことであるが、韓国の上級裁判所がこの判決の論理を維持することはないであろう。

[→HOME](#)